

12 知事提出議案に対する反対討論

2013年3月27日

柳下礼子県議

おはようございます。日本共産党の柳下礼子です。日本共産党埼玉県議団を代表して、第20号議案、第21号議案、第23号議案、第25号議案、第26号議案、第34号議案ないし第38号議案、第41号議案、第43号議案、第48号議案、第56号議案、第67号議案に対する反対討論を行います。

まず、第20号議案「埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例」、第26号議案「埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例」と第38号議案「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」については、県有施設の高齢者減免制度を廃止することから反対です。

次に、第21号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」と第34号議案「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」、第36号議案「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、県職員と教育局職員、そして学校職員の定数を削減するものであり、反対です。

第23号議案「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第35号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、関連しておりますので、一括して討論します。

これは、県職員、学校職員の管理職手当削減の1年延長と、新たな副課長級職員等にも減額を広げるものです。ドクターやナースなど病院局職員、企業局職員、警察官らも含めると、減額対象の管理職は何と2,710人、年間の削減額は1億5,600万円に上ります。本県では退職手当の大幅減額を強行したばかりですが、管理職の多くは定年を間近に控え、この退職手当の減額の影響を直ちに受けることとなります。連続的な処遇の引下げは、余りにも酷と言わざるを得ません。

なお、第25号議案「知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、知事の期末手当額の延長についてはともかく、行

政委員会委員の報酬までの減額延長には賛成できません。

次に、第37号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」についてです。これは県立高校の後期再編整備計画の具体化として、県立高校3校を廃止するものです。玉川工業高校と本庄北高校の廃止には、地元市町の首長や議会などが存続を求める要望書や意見書を、県や県教委に提出しています。地元関係者の意向は十分尊重すべきです。「十五の春を泣かせない」は、人口急増期の埼玉の県立高校建設の精神でした。今、県民所得は低下の一途をたどり、再び県立高校を希望する生徒が増加しています。それにもかかわらず、高校統廃合によって県立高校の定員が減らされ、県立を希望しながら諦めざるを得ない生徒が昨年は5,400人、今年は6,600人生まれました。この点からも県立高校の統廃合には反対するものです。

次に、第41号議案「財産の処分について」は、県奥武蔵あじさい館を一般財団法人休暇村協会に譲渡するものです。福祉を目的とする施設ですが、民間譲渡されることによって、高齢者や障害者、母子家庭の減免制度が廃止されます。地元飯能市が建設時に多額の出資を行い、存続を強く要望しておりました。また、現在の地元職員の雇用継続もいまだ保証されていません。

第43号議案「指定管理者の指定について」は、埼玉県平和資料館の指定管理者を指定するものです。平和資料館は埼玉県の平和行政を推進するための機関であり、特に高い公正性が求められるテーマを取り上げていること、高度な個人情報を含む資料を多数収蔵していることから、県が責任を持って直接運営すべきです。指定管理者制度は平和資料館にはなじみません。また、指定管理者制度の導入に伴って、平和資料館から館長がいなくなり、館長の権限は県庁内の広聴広報課に移されます。現場に館長がいない施設では、県民サービスの向上は望めません。

第48号議案「埼玉県地域保健医療計画の策定について」は、県立小児医療センター移転を前提とした新都心医療拠点整備計画に対して、第67号議案「平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）」には、ハッ場ダム継続費に対して反対します。

最後に、第56号議案「平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）」について、県職員、教職員の退職手当の減額は認められません。年度途中の大幅な減額は教員の中途退職を引き起こし、学校現場の大混乱を招きました。このようなやり方は、民間の退職勧奨と同じやり方で、「一定期日までに早く辞めてほしい」という意図が使用者側にあったことは明らかです。この混乱の責任は現場の教職員にはなく、県と教育委員会、そして議決した県議会の側にあります。我が党はもとよ

り、突然の退職金減額は職員の人生設計を狂わすものであり、反対です。長年の県民への奉職に対して、退職金の400万円もの削減です。

あの3月11日以来、被災地支援、災害復興、放射能対策のために県職員の果たした役割は高く評価できます。しかし、定数削減、退職金も管理職手当も減額され、職員の処遇はますます悪くなっています。こうしたことに本当に胸が痛みます。県職員が県民全体の奉仕者として奮闘した結果を正当に評価してこそ、生き生きと誇りを持って働くことができるのではないのでしょうか。目先の人件費節約に目を奪われて、結果として質の高い職員体制を掘り崩し、県民が損害を被るような定数削減や手当の減額は今からでも撤回すべきであり、このことを強く指摘して討論を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）